当初設計書

設計		精算	

起工番号　：　農魅修第1号　　工期　　：　150　日間

会計年度　：　令和　7　年度　　単価世代：　令和07年05月09日 農林

事業名　　：　緑化木振興事業　　諸経費率：　農林 令和06年10月

工事名　　：　久留米つばき園園路修繕

設計部課名：　農政部　農業の魅力促進課

工事場所　：　久留米市　草野町草野　地内

設計の概要	（当初設計） 園路舗装工　A=140m2

令和　7　年度　　設計書総括情報　（当初）

工　事　名		久留米つばき園園路修繕			設計部課名	農政部　農業の魅力促進課	
単価情報	単価区分	農林水産部		諸経費情報	諸経費工種	舗装工事	
	単価適用地区	朝倉1:久留米県土整備管内:久留米市			施工地域補正	補正無し	
	単価適用世代	当　初			前　払　い	３５％を超え４０％以下	
		令和07年05月09日 農林			諸経費調整区分		
		当　初				適　用	
園路修繕							
工事価格計							
消費税相当額							
設計工事費							
				当初設計額			

久留米市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
園路修繕	1	式				
土工	1	式				
掘削 小規模 土砂 標準以外	14	m3			P　1 号	
土砂等運搬 小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.13m3(平積0.1m3) 土砂 5.5km以下 DID区間無 ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む	16	m3			P　2 号	
建設発生土処分料 第３種発生土	16	m3				
園路舗装工	1	式				
透水性アスファルト舗装 平均幅員1.4～2.4m未満 1層当り仕上厚40mm	140	m2			P　3 号	
上層路盤(歩道部) 全仕上り厚100mm 1層施工 ｸﾗｯｼｬﾗﾝ　C-40	140	m2			P　4 号	
撤去工	1	式				
側溝清掃(人力清掃工)	68	m			P　5 号	
舗装版破砕積込(小規模土工)	140	m2			P　6 号	
殻運搬 舗装版破砕 機械積込(小規模土工) 7.0km以下 DID区間無 ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む	5	m3			P　7 号	

久留米市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
産業廃棄物投棄料(中間処理) ｱｽﾌｧﾙﾄ(掘削)	5	m3				
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

久留米つばき園園路修繕
特記仕様書

令和7年度

久留米市

農政部 農業の魅力促進課

作成：令和7年6月

特記仕様書

1. 適用	（1）本特記仕様書は、■印をつけたものを適用する。
	（2）本特記及び図面に記載のないものは、下記の図書による。 ■ 福岡県農林水産部土木工事共通仕様書(福岡県農林水産部) ■ 土木工事施工管理基準(農業農村整備事業)(福岡県農林水産部農山漁村振興課) ■ 土木工事施工管理の手引き(福岡県県土整備部) ■ 舗装設計施工指針((社)日本道路協会) □ 道路橋示方書・同解説((社)日本道路協会) □ 下水道土木工事共通仕様書(案)(国土交通省　都市・地域整備局下水道部) □ 久留米市公共下水道標準仕様書 □ 下水道工事施工管理マニュアル □ 道路土工指針 □ コンクリート標準示方書 ■ 段階確認実施要領(福岡県農林水産部) □
2. 共通事項	
①他工事との調整	□ 近接の工事とは、常に十分な調整を図らねばならない。 下記の発注工事と調整を図ること。 □ 久留米市発注の工事　（　　） □ 久留米市企業局発注の工事　（　　） □ その他官公庁関係の工事(発注者)　（　　） □ 九州電力発注の工事 □ NTT発注の工事 □ その他通信事業者の工事(企業名)　（　　） □ その他の工事(発注者)　（　　）
②事前調査	■ 着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な事前調査を行い、十分把握のうえ施工しなければならない。 下記の調査を行い、その結果を監督職員に報告すること。 ■ 着工前測量　(縦横断測量　　) □ 上空調査　（　　） □ 地下調査　（　　） ■ 影響調査　(近接する舗装・構造物の着手前の確認　　) □ その他　（　　）
③本工事の制限	■ 本工事の施工にあたり、施工内容・施工時期・施工時間等について、下記の制限があるので、遵守すること。 □ 施工内容　（　　） □ 施工時期　（　　） □ 施工時間　（　　） ■ その他　(施工日時については施設管理者と協議の上、決定する) □ 無 ※ やむを得ず、作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。

④週休2日に関する事項	□ 週休2日の試行対象工事 （1）試行内容については、「久留米市（農業農村整備事業関係）週休2日工事試行要領（農整）」によること。ただし、間接工事費等の補正については、当初設計時より4週8休補正率で計上している。 （2）受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑤遠隔臨場検査に関する事項	遠隔臨場の試行対象工事 （1）試行内容については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」によること。 （2）受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑥情報共有システムに関する事項	情報共有システムの試行対象工事 （1）試行内容については、「久留米市情報共有システム試行要領」によること。 （2）受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑦ワンデーレスポンスについて	ワンデーレスポンスの実施 本工事は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領(久留米市)」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。
⑧ウィークリースタンスについて	ウィークリースタンスの実施 本工事は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領(久留米市)」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。
⑨産業廃棄物の運搬・処分	（1） 産業廃棄物の運搬車等に係る標示の義務付け有り。 （2） 産業廃棄物の運搬車等に係る書面備え付けの義務付け有り。 （3） 運搬処理について、下記項目の写真を品目毎に提出しなければならない。 なお、状況写真では車両ナンバーが確認できるように撮影すること。 ①施工状況、積込み等の搬出状況写真 （4） 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。 （5） 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出し、原本を監督職員に提示しなければならない。 （6） 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を取りまとめのうえ、監督職員と協議を行い契約変更の対象とする。 （7） 請負者は、当該濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストの写しを監督職員に提出し、原本を監督職員に提示しなければならない。 □ 資源の有効な利用の促進に関する法律の規定により「再生資源利用計画（実施）書」及び「再生資源利用促進計画（実施）書」は、建設副産物情報交換システム「COBRIS」による工事情報の登録を行い作成するものとする。また、作成後は「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利用計画（実施）書」、「再生資源利用促進計画（実施）書」を監督職員に提出し、その内容を説明しなければならない。 なお、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
⑩事後調査	■ 竣工にあたり、事前調査の状況報告、復元等について報告すること。 下記の事後調査については、その結果を監督職員に報告すること。 □ 竣工時測量 （ ） □ 上空復元報告 （ ） □ 地下調査報告 （ ） ■ 影響調査報告 （近接する舗装・構造物の完了後の確認 ） □ その他 （ ）

3. 土工

①残土(建設発生土)処分

■ 改良土プラント施設処分地の指定(下記)

処分地の名称	所在地
江渕設備	善導寺町木塚319-1

設計の搬出先を上記に示す。
ただし、指定先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。
なお、選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するよう努めなければならない。
工事着手前までに「建設発生土処分地計画書」、工事完成後に「建設発生土処分地確認書」を監督職員へ速やかに提出すること。
なお、COBRIS対象工事は「土砂受領書」もあわせて提出すること。

□ その他処分地の指定(下記)

処分地の所在地	受入側の工事名又は事業名

工事着手前までに「建設発生土処分地計画書」、工事完成後に「建設発生土処分地確認書」を監督職員へ速やかに提出すること。
また、処分方法等については、監督職員の指示による。
なお、COBRIS対象工事は「土砂受領書」もあわせて提出すること。
建設発生土を民間地に搬出する場合、盛土規制法の許可を受けるなど搬出先が適正であることを確認すること。

②埋戻し

□ 材料指定有り

□ 再生利用土 ( )

□ 購入土(下記)

□ その他(下記)

材料名	条件
改良土	福岡県県土整備部承認施設の改良土及び福岡県認定リサイクル製品の改良土

□ 材料指定無し

4. ｺﾝｸﾘｰﾄ工

①生ｺﾝｸﾘｰﾄ仕様

□ 下記仕様による

種別	σck	最大粗骨材寸法	スランプ

□ 一般仕様書による

②ｾﾒﾝﾄの指定

□ 下記仕様による

□ 高炉ｾﾒﾝﾄB種

□ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ

□ その他( )

□ 一般仕様書による

③水:ｾﾒﾝﾄ比

□ 水:ｾﾒﾝﾄ比に指定有り(鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄについては55%以下、無筋ｺﾝｸﾘｰﾄは60%以下とする。)

□ 水:ｾﾒﾝﾄ比は標準とする

<table>
<tr><td>5. 基礎工</td><td></td></tr>
<tr><td>①杭基礎</td><td>□ 本工事において杭基礎有り
□ 杭の許容支持力は下記による
<table>
<tr><th>施設名</th><th>支持力</th></tr>
<tr><td></td><td>KN/本</td></tr>
<tr><td></td><td>KN/本</td></tr>
</table>
□ 試験杭の指定
<table>
<tr><th>施設名</th><th>本数</th><th>杭長</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>監督職員の指示による</td><td>－ m</td><td>1. 本杭に使用し、余長分は切断</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>2. 位置は監督職員と協議</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>3. 杭長以外の仕様は本杭と同じ</td></tr>
</table>
試験杭の結果、杭長に変更が生じた場合は、監督職員と協議する。
□ 施工方法
□ ﾌﾟﾚﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ拡大根固め工法[建設大臣認定]
□ その他(　　)
□ 載荷試験
□ 要(　　本)
□ 不要
□ 杭の材質、形状、寸法等は設計図書による
■ 本工事において杭基礎無し</td></tr>
<tr><td>②直接基礎</td><td>□ 本工事において直接基礎有り
□ 載荷試験　要
試験法(　　)
□ 載荷試験　不要
■ 本工事において直接基礎無し</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>6. 仮設工</td><td>□ 指定仮設工法有り
□ 任意仮設工法有り
■ 本工事において仮設工無し</td></tr>
<tr><td>①土留工</td><td>□ 本工事において土留工法有り
□ 一般仕様による
□ 指定工法
<table><tr><th>仮設材</th><th>工法</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>②仮設物の存置</td><td>□ 本工事において仮設物の存置有り
□ 本工事で施工する下記仮設物については、工事完成後も存置すること。
<table><tr><td>仮設物の内容</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>
□ 本工事で使用する下記仮設物については、既に設置済みである。
<table><tr><td>仮設物の内容</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>③水替工</td><td>□ 本工事において水替工有り
□ 釜場排水
□ ウェルポイント（設計図書による）
□ ディープウェル（設計図書による）
□ その他　　（　　）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>7. その他</td><td></td></tr>
<tr><td>①付帯工</td><td>□ 付帯工にあたり下記指定事項有り
<table><tr><th>工種</th><th>指定事項</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>②材料規格指定
について</td><td>□ JIS規格
□ 材料規格に下記指定事項有り
<table><tr><th>品名</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>■ 指定事項無し</td></tr>
<tr><td>③本工事の注意
事項</td><td>□ 本工事は草野小学校の正門から半径500m以内の指定通学路を施工するため、
十分な安全対策を講じること。
□ 本工事は来客者用駐車場を保有する店舗の沿線を施工するため、
出入口の確保を講じること。
□ 本工事は土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を施工するため、
緊急車両の通行や迂回路の確保を講じること。
□ 本工事は夜間工事のため周辺家屋等への環境対策を講じること。
□ 施設管理者（道路）等による本工事の注意事項
（ ）
□ 本工事は概算数量設計のため別紙仕様書有り
□ ○○○の資材単価については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い
特別調査が困難であったため、発注時は見積りにより○○○○○○円（税抜き）
と設定している。本資材単価については、契約後の特別調査の結果次第では
設計変更の対象となる。
（1）本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上および迅速化を目的として、設計変更および工事中止等の協議を行うため、受注者は、「設計変更協議会」の開催を求めることができる。
ただし、上記「協議会」開催の申し出については、工期末の30日前（工期が60日以下の工事については20日前）までに行なうものとする。
（2）その他、本工事に際し、疑義が生じた場合は、すみやかに監督職員と協議すること。
（3）現場代理人、主任技術者は、腕章を着用すること。
（4）受注者は、本工事に起因する土砂等の散乱により道路を汚した場合は、すみやかに路面の清掃を行うこと。ただし、通行障害や低温時の散水による路面凍結事故等が発生しないよう、天候等を慎重に判断した上で、公衆の安全性が確保された方法による対策を講じること。
（5）代価表については、原則的に添付しない。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>④交通誘導員</td><td>□ 交通誘導員有り

□ 指定路線での工事
（第1条） 本工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。なお、「警備員等の検定等に関する規則」第2条において、配置を義務づけられた警備員には上記ただし書きは適用できない。

<table>
<tr><th>資　　格</th><th>資 格 要 件</th></tr>
<tr><td>1・2級交通誘導警備検定合格者</td><td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者</td></tr>
<tr><td>交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等</td><td>・警備業法における指定講習を受講した者
・警備業法における基本的教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者</td></tr>
</table>
（第2条） 本工事における交通誘導員は、規制箇所毎に交通誘導員Aを1名、それ以外を全て交通誘導員Bで計上しているが、交通管理者との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。なお交通誘導員Aとは、「警備員等の検定等に関する規則第1条第4号」に規定する1級又は2級検定合格警備員をいい、交通誘導員Bとは、交通誘導員A以外の1級又は2級検定合格警備員、及び監督員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者をいう。

□ 指定路線外での工事
（第1条） 本工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。

配置箇所
□ 施工区間の前後
□ 交差点部
□ その他
（歩行者誘導1人　　）</td></tr>
<tr><td></td><td>■ 交通誘導員無し
交通誘導員については、原則設計計上しない。</td></tr>
<tr><td>8. 共通仮設費</td><td></td></tr>
<tr><td>1）運搬費</td><td>□ 指定事項有り

■ 指定事項無し</td></tr>
<tr><td>2）準備費</td><td>□ 指定事項有り

■ 指定事項無し</td></tr>
<tr><td>3）事業損失防止施設費</td><td>□ 指定事項有り

■ 指定事項無し</td></tr>
<tr><td>4）安全費
工事標識、
保安施設標識</td><td>工事標識、保安施設標識の設置箇所等については、監督職員と綿密に協議すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>5)役務費</td><td>□ 指定事項有り</td></tr>
<tr><td></td><td>□ 借地
（　　）
□ 電力
□ 用水
□ その他</td></tr>
<tr><td></td><td>■ 指定事項無し</td></tr>
<tr><td>6)技術管理費</td><td>□ 指定事項有り</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>■ 指定事項無し</td></tr>
<tr><td>7)営繕費</td><td>□ 指定事項有り</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>■ 指定事項無し</td></tr>
<tr><td>8)現場環境改善費</td><td>□ 指定事項有り</td></tr>
<tr><td></td><td>■ 指定事項無し</td></tr>
<tr><td>9. 現場管理費</td><td></td></tr>
<tr><td>支給品等</td><td>□ 本工事において支給品等有り</td></tr>
<tr><td></td><td>□ 支給品等有り
<table><tr><th>品名</th><th>場所</th><th>延長</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>■ 支給品等無し</td></tr>
<tr><td>10. 検査</td><td></td></tr>
<tr><td>①中間検査</td><td>□ 下記事項については、検査を要するため、監督職員と協議すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>□ 部分使用検査　（　　）
□ 随時検査　（　　）
□ 材料検査　（　　）
□ その他　（　　）</td></tr>
<tr><td>②社内検査</td><td>工事の適正な品質を確保するため、自主的な社内検査を実施。
なお、社内検査報告書の提出は必要ありません。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>11. 提出書類等</td><td></td></tr>
<tr><td>①施工計画書の提出について</td><td>（1） 施工計画書の提出（当初請負額3000万円以上の場合）
(1)工事概要　(8)緊急時の体制及び対応
(2)工程表　(9)交通管理
(3)現場組織表　(10)安全管理
(4)主要機械　(11)仮設備計画
(5)主要資材　(12)環境対策
(6)施工方法　(13)再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法
(7)施工管理計画　(14)その他
（2） 施工計画書(簡易版)の提出（当初請負額3000万円未満の場合）
※簡易な工事（請負金額が5百万円以下の比較的小規模の工事や契約期間が1ヶ月以内の工事、もしくは単価契約の工事）においては施工管理計画を省略可
(1)工事概要　(5)交通管理
(2)工程表　(6)安全管理
(3)施工管理計画　(7)環境対策
(4)緊急時の体制及び対応　(8)その他
下記項目（その他）については、監督職員と協議し提出すること。
<table><tr><th>記載事項</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="3">再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法</td><td>建設廃棄物処理計画書</td></tr><tr><td>建設発生土処分地計画書</td></tr><tr><td>再生資源利用促進計画書、
再生資源利用計画書</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>②工事の一部を下請に出す場合</td><td>①施工体制について
受注者は、下請工事がある場合、下請契約後10日以内に監督職員へ提出するものとする。施工体制に関する次の書類を監督職員に提出するものとする。
また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に提出するものとする。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。
なお、施工体制台帳、施工体系図および誓約書（下請負人用）の写しの提出に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
また、受注者は施工体制台帳および施工体系図の写しを「工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所」に掲示しなければならない。

（1） すべての工事 ・・・ 施工体制台帳・施工体系図・誓約書（下請負人用）
※工事外注計画書・下請契約報告書の提出は不要

②下請人の市内優先活用
受注者は、下請契約の相手方を市内中小企業から選定するように努めなければならない。
また、下請契約の相手方を市外業者（市内に本店を有する業者以外の業者）とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて「選定理由書」を監督職員に提出すること。</td></tr>
<tr><td>③安全訓練等の実施について</td><td>安全訓練等の活動計画書については現場着手前に、活動報告書については工事安全対策自己点検チェックリストを実施後7日以内に工事打合せ簿にて監督職員に提出しなければならない。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。</td></tr>
<tr><td>12. 追記事項</td><td></td></tr>
<tr><td>①工事各種保険</td><td>第三者保険の加入
（1） 受注者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、工事の施工に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。

法定外の労災保険の付保
（2） 受注者は工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。

なお、受注者は上記保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督職員に提出すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>②公共事業各種調査等に対する協力</td><td>（1）公共事業各種調査の協力について
本工事が公共事業各種調査等の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入して提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

（2）公共事業各種調査に伴う日常管理について
本工事が公共事業各種調査等の対象工事となった場合に、正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って日頃より管理しなければならない。

（3）公共事業各種調査に伴う下請け契約業者について
本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前（2）項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</td></tr>
<tr><td>③下請負人等の選定</td><td>（1）下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
（2）工事材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。</td></tr>
<tr><td>④暴力団排除に関する事項</td><td>受注者は、当該工事の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

（2）暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

（3）排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。</td></tr>
<tr><td>⑤暴力団排除に係る下請契約に関する事項</td><td>受注者は、当該工事の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。

（2）下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。</td></tr>
<tr><td>⑥暴力団等排除連携会議に関する事項</td><td>予定価格1.5億円以上の工事及びその附帯工事並びに市長が必要と認めた工事（工場製作工程が主たる工程となる工事を除く）の受注者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）受注者は、暴力団等排除連携会議（以下「連携会議」という。）に加入しなければならない。
（2）受注者は、当該工事の下請人を連携会議に加入させなければならない。
（3）受注者及び下請人は、連携会議に関して、下記の区分に基づき、会議、研修等への出席、警察による工事現場への指導など、暴力団等排除に関する取り組みについて、協力しなければならない。

<table>
<tr><th>予定価格による設置基準</th><th>会議形態</th></tr>
<tr><td>5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事</td><td>総　会</td></tr>
<tr><td>1億5千万円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事</td><td>研修会</td></tr>
</table>
総　会：元請及び下請け事業所の代表者と、警察署暴力団対策担当課長・施工部局の長が一堂に会する会議

研修会：元請及び下請け事業所の現場責任者が一堂に会する工程会議等に、警察と市が出向いて研修を行う会議</td></tr>
</table>

⑦創意工夫や地域社会への貢献について	受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成日までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。
⑧熱中症対策に関する事項	（1）受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に本試行工事の工事期間中における真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。 （2）真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。 なお、WBGT を用いて真夏日を計測する場合は、WBGT が25℃以上となる日数を真夏日とみなす。 （3）工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 （4）対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率＝ 工期期間中の真夏日÷ 工期 （5）受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理費率を補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。
⑨工事カルテの作成登録	受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、コリンズに基づき、受注・変更・完成・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し原則として、システムからのメールに添付して提出すること。監督職員の確認後、登録時に、監督職員から「工事実績データに登録の承諾」、「工事名」、「確認年月日」を記載したメールを受領すること。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。 ただし、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ発行時にシステムから監督職員にメール送信される場合、監督職員への提示や提出は不要とする。 〇受注時：契約後、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内 〇変更時：変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内 〇完成時：竣工届を提出後、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内 〇訂正時：適宜 ※）変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。
⑩前払い	□ 本工事の契約は、2ヵ年度にわたるものであるが、契約年度に次年度の工事完成の時期を保証期間として、前払金を一括して支払うものとする。
⑪部分払い	□ 令和　年度末に出来形検査を受け、同年度内に部分払いの請求を行うこと。
⑫補則	この特記仕様書内の『工事』については、法令その他固有名称内に使用されている場合を除き『修繕』と読み替えるものとする。

位置図

N
W
E
S
草野歴史資料館
草野町 矢作
草野校区コミュニティセンター
草 野 小 学 校
発心保育園
草野町 草野
山辺遺文化館
修繕場所

舗装修繕概要図 S=1:1000

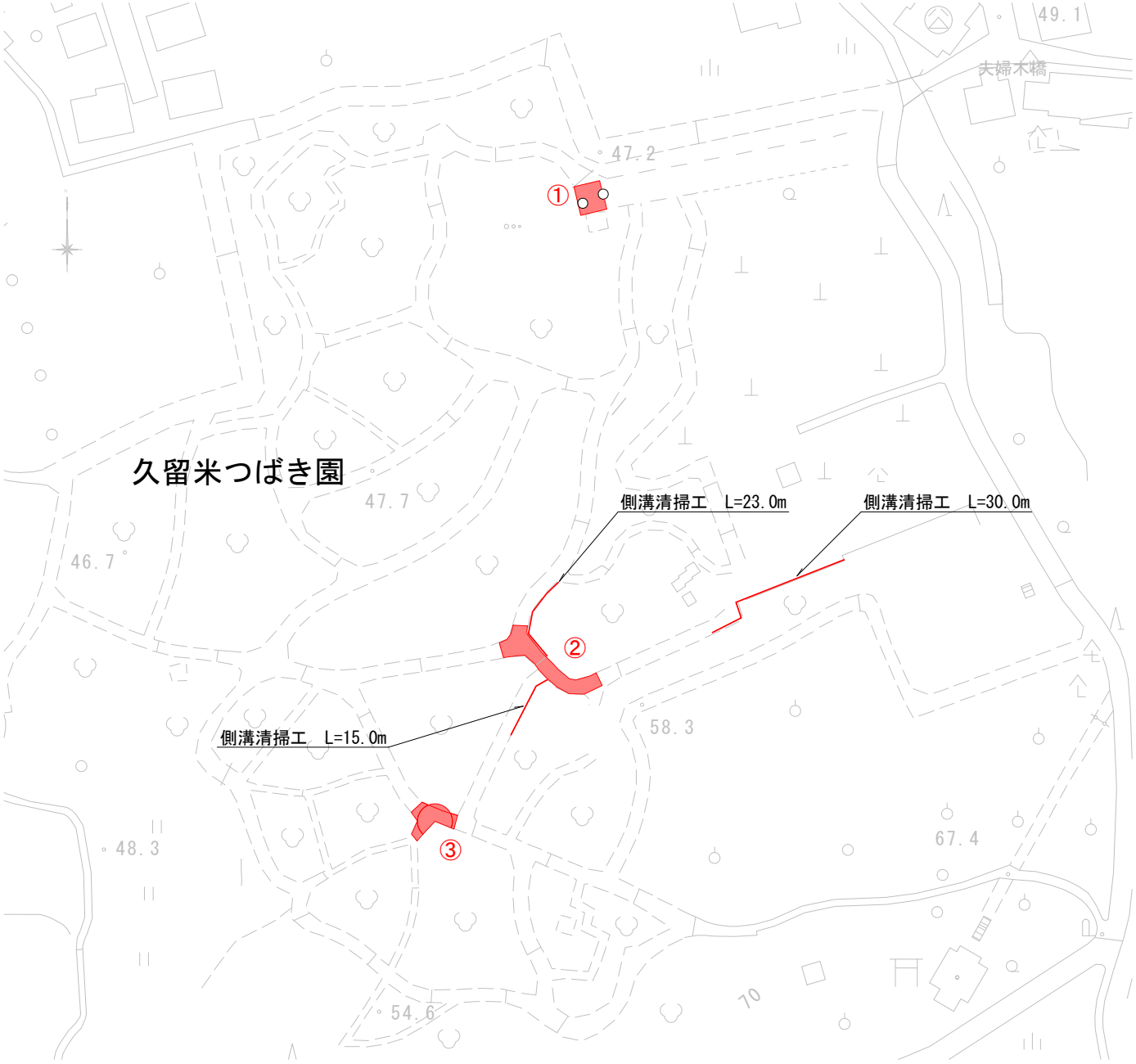

園路舗装工　A=140m2

番号	名　称	単位	数量
①	透水性脱色アスファルト舗装	m2	20.0
②	透水性脱色アスファルト舗装	m2	80.0
③	透水性脱色アスファルト舗装	m2	40.0

構造図

透水性脱色ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装

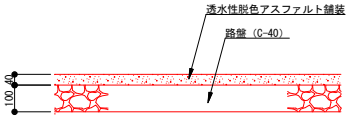

数量表　100 m2 当り

名称	規格	数量	単位	適用
路盤	C-40 t=100	100	m2	
透水性脱色ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	t=40	100	m2	

側溝清掃工

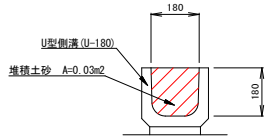

数量表　10 m 当り

名称	規格	数量	単位	適用
側溝清掃工（U-180）		10	m	

年度	令和７年度		
事業名	緑化木振興事業		
修繕名	久留米つばき園園路修繕		
修繕箇所	久留米市　草野町草野　地内		
図面名	概要図・構造図		
縮尺	図示	図面番号	１ ／ １
久留米市　農政部　農業の魅力促進課			